

企業に賃金引き上げを促す減税制度が今月から3年間限定で始まった。「所得拡大促進税制」と銘打ったこの制度では、社員に支払う給与を

一定割合以上増やした企業は、増やした分の10%を法人税額から控除できる。果たして、減税効果で給与はアップするのか。(磯田佳孝)

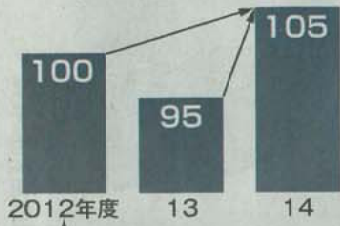
法人減税で給与アップ狙う

新税制さて効果は?

3年間限定でスタート

所得拡大促進税制(給与減税)の3条件

① 2012年度に比べ給与総額5%以上増



あくまでも12年度比なので、この場合も14年度分は減税対象(13年度分は対象外)

- ② 総額が前年度を上回る
- ③ 平均給与が前年度を上回る

所得拡大促進税制は安倍政権の税制改正の目玉のひとつ。決算年度で2013〜15年度までの間、その年度に社員に支払う給与が、①総額で12年度より5%以上増加②総額が前年度を上回る③平均給与が前年度を下回っていないのすべてを

満たすのが条件だ。条件を満たせば、12年度に比べ増加した給与総額の10%が税額控除される。

平均給与が下がった場合に適用されないのは、減税措置を受ける目的で賃金の低い非正規労働者などを多く雇い入れ、給与

与総額を膨らませる企業が出ないようするためだ。政府はデフレから脱却し、物価を2%上昇させることを目指している。そのため給与を増やし、個人消費を拡大させるのが狙い。では、減税が呼び水になって給与は上がるのか。

大和総研の金融調査部 研究員の是枝俊悟さんは「決算期直前の来年1〜2月ごろに、一時金名目で特別ボーナスを支払う企業も出るのでは」とみる。

決算作業中に給与総額5%増まであと少しと分かれば、「社員への一時金を追加して減税対象になった方が税引き後利益は増える」場合があるからだ。

中小企業 ハードル高く

また、税額控除の対象となるのが12年度と比べた給与総額の増加率なので、「事業拡大期の会社では、毎年従業員の数や給与を増やすことで、年を追うごとに減税額は多くなる。これをチャンスととらえる動きは出てくる」(是枝さん)という。

ただ、こうした恩恵を受けられるのは、業績回復や事業拡大が見込める企業が中心だ。札幌の税理士宮治理陽さんは「多くの中小企業の経営者の関心は高くなく、効果も限定的では」という。

中小企業にとっては給与減税よりも「来年4月



昨年12月に開かれた自民党税制調査会の正副会長会議。果たして思惑通りに減税効果で給与はアップするか

事業拡大期はチャンス

にも予定される消費増税による経費の負担増で頭がいっぱいの状態」(宮治さん)。また、事業拡大をする際は同時に社員を増やすことが多いが、新人や若手を新規採用すると平均給与が下がって減税適用対象にならなくなってしまう。

社員数を増やした場合も「雇用促進税制」で法人税が減税される仕組みが本年度拡充されたが、1年間に社員を10%以上増やすのが条件で「ハードルが高すぎる」との声は強い。

また、いわゆる決算上赤字で法人税を納めていない「欠損法人」は全国の法人の72%(10年度)もあり、減税による効果自体を疑問視する見方もある。

宮治さんは「減税を狙って、人や給与を増やす動きが多くなるとは思えない。中小企業では事業拡大した結果、たまたま減税対象となるケースがあるくらいでは」とみる。